

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2022年6月30日

【会社名】 東邦アセチレン株式会社

【英訳名】 Toho Acetylene Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池田悦哉

【本店の所在の場所】 宮城県多賀城市栄二丁目3番32号

【電話番号】 022-366-6110（代表）

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 小峰雅

【最寄りの連絡場所】 宮城県多賀城市栄二丁目3番32号

【電話番号】 022-385-7691

【事務連絡者氏名】 上席執行役員管理本部長 小峰雅

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正案が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、以下のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後削除するものといたします。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、池田悦哉、福澤秀志、明畠正実、柏寄周弘、井本英昭、山下豊、菅谷とも子の7氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	55,413	251	0	(注)1	可決 99.55
第2号議案 取締役7名選任の件					
池田 悦哉	55,002	730	0	(注)2	可決 98.69
福澤 秀志	55,348	384	0		可決 99.31
明畠 正実	55,430	302	0		可決 99.46
柏寄 周弘	55,036	696	0		可決 98.75
井本 英昭	51,459	4,273	0		可決 92.33
山下 豊	55,392	340	0		可決 99.39
菅谷 とも子	55,392	340	0		可決 99.39

(注)1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成によっております。

(注)2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によっております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の大株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計した結果、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当日出席した株主の議決権の数の一部を集計しておりません。